



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定（自然保護課） ..... 1
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） ..... 2
- 津波災害警戒区域の指定（海岸防災課） ..... 2
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） ..... 2

### 公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2 件（都市計画・モノレール課） ..... 3

### 収用委員会事項

- 公示送達 ..... 3

### 正 誤

- 平成25年 5 月 31 日付け公報号外第21号中訂正 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第149号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

平成31年 3 月 26 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理鳥獣の種類 ニホンイノシシ（イノブタを含む。）
- 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制 次のとおりとする。
- 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 次のとおりとする。
- 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市竹後原地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成31年 3 月 26 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市字真地から那覇市字上間まで
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年 4月14日から平成31年 2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第152号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年 3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
嘉手納(1)	嘉手納町字嘉手納の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
水釜(1)	嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
水釜(2)	嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
水釜(3)	嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第153号**

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年 3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 津波災害警戒区域

市町村	大字等	平面図
与那国町	字与那国	次の図のとおり

- 2 基準水位 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県八重山土木事務所並びに与那国町役場において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第154号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第176号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 北中城村

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 北中城村公共下水道

## 3 事業施行期間 平成4年2月25日から平成36年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 平成4年沖縄県告示第176号、平成8年沖縄県告示第873号、平成16年沖縄県告示第222号、平成21年沖縄県告示第200号及び平成29年沖縄県告示第168号の事業地のうち、北中城村字島袋西原地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 平成4年沖縄県告示第176号、平成8年沖縄県告示第873号、平成16年沖縄県告示第222号、平成21年沖縄県告示第200号、平成24年沖縄県告示第112号及び平成29年沖縄県告示第168号の事業地に、北中城村字安谷屋池外原、前原、久間良原及び東村渠原を加え、北中城村字安谷屋下川原、西原、古馬上原及び西村渠原において事業地を変更する。

## 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

---

## 公 告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・那89号城東城北線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・5・20号一銀線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

## 収 用 委 員 会 事 項

---

### 沖縄県収用委員会告示第5号

使用しようとする土地 宜野湾市字大謝名東原994番2

土地所有者 戸邊治朗 住所及び居所不明（最後の本籍地 東京都北区中里三丁目12番）

土地所有者 齋藤淳 住所及び居所不明（最後の本籍地 静岡県浜松市東区市野町1667番地3）

土地所有者 エミイ・トシコ 住所及び居所不明（最後の本籍地 東京都練馬区上石神井二丁目63番地8）

土地所有者 亡仁科雅詮相続財産 相続財産管理人不明 住所不明

土地所有者 中村榮子 住所及び居所不明（最後の本籍地 沖縄県国頭郡本部町字具志堅1156番地）

土地所有者 澤田麻美子 住所及び居所不明（本籍地 千葉県千葉市美浜区磯辺6丁目1番）

土地所有者 亡小池康範相続財産 相続財産管理人不明 住所不明

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

## 記

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく使用裁決申請等事件（普天間飛行場）に係る平成31年3月14日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成31年4月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成31年 3月26日

沖縄県収用委員会

---

**正 誤**

---

平成25年5月31日付け公報号外第21号掲載の「漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定（沖縄県告示第340号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	上から1	漁業の区域	漁場の区域
45	下から1	漁業の区域	漁場の区域
50	上から21	漁業の区域	漁場の区域
143	上から23	漁業の区域	漁場の区域

発行所  
 沖縄県総務部  
 総務私学課  
 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷  
 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号